

○岡山理科大学獣医学部履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学獣医学部履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則(以下「学則」という。)第9条及び第29条第4項に基づき、獣医学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 学則第9条第1項に基づき、学部・学科の教育目標を達成し、学生の学修効果をあげるため、次の各号の科目区分によって授業科目を編成する。

(1) 専門教育科目

専門教育科目は、獣医学又は獣医看護学において基盤となる科目、新たな課題に対応する能力を養うアドバンスト科目及び獣医師又はVPP(獣医関連専門家)としての資質を涵養する総合科目で構成しており、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分類する。

(2) 外国語教育科目

外国語教育科目は、国際的な視野を涵養し、コミュニケーションに必要な語学の資質を養う科目群である。英語を中心とした外国語を継続的に学修し、専門分野において英語を用いたコミュニケーションが可能となるよう、各段階の達成水準を明確にしたステップアップ教育により構成する。

(3) 教養教育科目

教養教育科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養うため、目的に応じて「初年次教育科目」「人間・社会科学教育科目」「キャリア教育科目」「科学技術教育科目」によって構成する。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第3条 学科・専攻の授業科目の単位数は、学則第11条により、1単位の履修時間を教室内(授業時間)および教室外(自学自習時間)を合わせて45時間とし、授業の方法に応じて、次のように定める。

- (1) 講義及び演習は、授業時間15時間をもって1単位とする。ただし、外国語教育科目は15時間をもって0.5単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技は、授業時間30時間をもって1単位とする。ただし、獣医学部の専門教育科目に関する実験及び実習科目は、45時間をもって1単位とする。
- 2 各学科・専攻において履修する授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Iのとおりとする。

(授業時間)

第4条 授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9 : 10~10 : 40	10 : 55~12 : 25	13 : 15~14 : 45	15 : 00~16 : 30	16 : 45~18 : 15

(授業科目の履修)

第5条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

- 2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。
- 3 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目は、授業科目の担当教員、所属学科長及び教学・学生支援課の承認を得れば履修することができる。
- 4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。
- 5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 学生が自学自習の時間を確保し、適切に授業科目を履修するため、1年間に履修できる履修登録単位数の上限を49単位とする。

- 2 前項の履修登録単位数には、次に掲げる授業科目の単位数は算入しない。

<教養教育科目>

「企業情報特論A」「企業情報特論B」「インターンシップA」「インターンシップB」「インターンシップC」

<単位認定科目>

「TOEICセミナーⅠ」「TOEICセミナーⅡ」

- 3 第1項にかかわらず、各学科で前年度の取得単位数が30単位以上、かつ前年度Grade Point Average(以下「GPA」という。)3.0以上の者に対しては、年間57単位まで登録を認める。なお、取得単位数およびGPAには、卒

業要件に含まれない科目の単位数は算入しないものとする。

(海外研修・外部検定試験による単位認定)

第7条 国外の大学との協定に基づき実施するグローバル研修により取得した単位に対して「岡山理科大学グローバル研修規程」に基づき、次のとおり単位を認定する。

科目の区分	認定する授業科目名	単位数
教養教育科目	海外文化研修	2
外国語教育科目	海外語学研修A	1
	海外語学研修B	2
	海外語学研修C	2
	海外語学研修D	3

2 検定試験による学修に対して「岡山理科大学外部検定試験による単位認定に関する規程」に基づき、次のとおり単位認定を行う。

対象学科	科目の区分	認定する授業科目名	単位数
獣医学科	外国語教育科目	TOEICセミナーⅠ	2
獣医保健看護学科		TOEICセミナーⅡ	2

(単位の認定と学習の評価)

第8条 学則第29条に基づく単位の認定及び第30条に基づく学習の評価は、科目ごとに次の等位（評価基準）によって行う。

評点	評価	判定	Grade Point (GP)
100点～90点	S (秀)	単位認定	4
89点～80点	A (優)	単位認定	3
79点～70点	B (良)	単位認定	2
69点～60点	C (可)	単位認定	1
59点～0点	D (不可)	単位不認定	0
受講・受験せず ※	E	単位不認定	0
合格	0	単位認定	—
不合格	X	単位不認定	—
科目認定	N	単位認定	—

2 GPA (履修した科目1単位あたりのGPの平均値) の算出方法は以下のとおりとする。

$$\frac{(S \text{ の単位数}) \times 4 + (A \text{ の単位数}) \times 3 + (B \text{ の単位数}) \times 2 + (C \text{ の単位数}) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下を切り捨てる。

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む。

※成績評価0、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない。

3 成績の概況を判断する指標として、GPAを用いる。また、GPAの値に対する成績の目安は次の表のとおりとする。

GPA	成績の目安
4.00～3.00	優秀
2.99～2.00	良好
1.99～1.50	普通
1.49～1.00	やや問題あり
0.99～0.00	相談を要す

(進級判定基準)

第9条 獣医学科において、1年次から2年次、2年次から3年次、3年次から4年次、4年次から5年次、5年次から6年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

1年次→2年次

学科	修得単位数							合計	条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目					
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目	科学技術教育科目		
獣医学科	10 (*1)	4 (*2)	—	—	—	—	—	30	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、1年次の必修11科目のうち9科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、1年次の必修4科目を全て修得すること

2年次→3年次

学科	修得単位数							合計	条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目					
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目	科学技術教育科目		
獣医学科	33 (*1)	14 (*2)	4	—	—	—	—	60	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、2年次までの必修24科目のうち22科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、2年次までの必修12科目を全て修得すること

3年次→4年次

学科	修得単位数							合計	条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目					
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目	科学技術教育科目		
獣医学科	63 (*1)	22 (*2)	4	—	—	—	—	98	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、3年次までの必修43科目のうち41科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、3年次までの必修20科目を全て修得すること

4年次→5年次

学科	修得単位数							合計	条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目					
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目	科学技術教育科目		
獣医学科	87 (*1)	26 (*2)	8 (*3)	—	—	—	—	136	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、4年次までの必修61科目のうち「総合獣医学演習Ⅰ」を含む59科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、4年次までの必修23科目を全て修得すること *3：必修科目6単位、選択必修科目2単位以上修得していること

5年次→6年次

学科	修得単位数							条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目			合計	
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目		
獣医学科	89 (*1)	34 (*2)	8	—	—	—	150	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、5年次までの必修62科目のうち「卒業論文Ⅰ」を含む60科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、5年次までの必修25科目を全て修得すること

2 獣医保健看護学科において、2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

2年次→3年次

学科	修得単位数							条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目			合計	
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目		
獣医保健看護学科	42	2	—	—	—	—	60	

3年次→4年次

学科	修得単位数							条件
	専門教育科目		外国語教育科目	教養教育科目			合計	
	講義・演習	実習		初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目		
獣医保健看護学科	60	4 (*1)	16	96				*1：必修科目2単位以上修得すること

※修得単位数合計欄は専門教育科目と教養教育科目と外国語教育科目の合計とする。

(総合参加型臨床実習の要件)

第10条 「総合参加型臨床実習」を履修するには、4年次秋学期に実施する獣医学共用試験 (vetCBT, vetOSCE) に合格していること。

(卒業要件)

第11条 学則第33条に基づき、獣医学科においては本大学に6年以上在学し、別表Ⅰに定める必修科目をすべて修得した上で、科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計182単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。獣医保健看護学科においては、本大学に4年以上在学し、別表Ⅰに定める必修科目をすべて修得した上で、科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計124単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。

獣医学科

科目区分		修得すべき単位数		合計	
専門教育科目	学部共通導入科目	3 以上	145 以上	182 以上	
	基礎科目	26 以上			
	基礎獣医系科目	48 以上			
	応用生物系科目				
	公衆衛生系科目	47 以上			
	畜水産系科目				
	臨床系科目	13 以上			
	アドバンスト科目				ライフサイエンス科目
					国際獣医事科目
					臨床獣医科目
獣医キャリアスキルアップ研修	2				
総合科目	6				
外国語教育科目	10 以上				
教養教育	初年次教育科目	19 以上	※キャリア教育科目を 4 単位以上修得すること ※科学技術教育科目を 2 単位以上修得すること		
	人間・社会科学教育科目				
	キャリア教育科目				
	科学技術教育科目				

(注)

- アドバンスト科目の履修条件を次のとおりとする。ライフサイエンス分野の学生は、ライフサイエンス科目の10単位を必修とし、残り3単位は国際獣医事科目・臨床獣医科目から選択する。公共獣医事分野の学生は、国際獣医事科目から「人獣共通感染症学実習」を含む9単位を選択必修とし、残り4単位に関しては、ライフサイエンス科目・国際獣医事科目・臨床獣医科目から選択する。医獣連携獣医分野の学生は、臨床獣医科目から9単位を選択必修とし、ライフサイエンス科目から「トランスレーショナル・リサーチ」「分子細胞腫瘍学」「創薬科学」の合計3単位を必修とする。残り1単位に関してはライフサイエンス科目・国際獣医事科目・臨床獣医科目から選択する。
- 専門教育科目の他学部・他学科科目の修得した単位は、8単位まで卒業・進級に必要な単位に加えることができる。

獣医保健看護学科

科目区分		修得単位数		合計	
専門教育科目	学部共通導入科目	3 以上	84 以上	124 以上	
	基礎科目	4 以上			
	獣医看護基礎科目	18 以上			
	獣医看護専門科目	24 以上			
	バ獣 ン医 ス看護 アド 目ド	実験動物科目			5 以上
		公衆衛生科目			
		高度獣医療看護科目			
総合科目	12 以上				
外国語教育科目	6 以上				
教養教育	初年次教育科目	19 以上	※キャリア教育科目を 4 単位以上修得すること ※科学技術教育科目を 2 単位以上修得すること		
	人間・社会科学教育科目				
	キャリア教育科目				
	科学技術教育科目				

(注)

- アドバンスト科目は5単位以上を修得すること。
- 専門教育科目の他学部・他学科科目の修得した単位は11単位まで、卒業・進級に必要な単位に加えることができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、獣医学部教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成31年度入学生から適用する。

附 則 （令和元年10月23日 第7回大学協議会）

附 則 （令和2年1月22日 第10回大学協議会）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年度入学生から適用する。

附 則 （令和4年3月24日 第12回大学協議会）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和4年度入学生から適用する。

附 則 （令和5年2月22日 第11回大学協議会）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和5年度入学生から適用する。